

令和 4 年 3 月 9 日

## 東日本大震災に係る災害復興住宅の建築確認検査申請手数料の減免について

一般財団法人宮城県建築住宅センター

日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当センターでは、「東日本大震災」により滅失、破損した住宅に代わるものとして「新築・増築・移転又は大規模の修繕」を行うための建築確認検査申請手数料の減免を平成 23 年 4 月 15 日から実施してまいりましたが、以下のとおり減免を継続いたします。

### 1 対象となる地域：宮城県全域

### 2 対象となる方

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（平成 23 年東北地方太平洋沖地震）が原因で被害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊（**石巻市内については全壊と大規模半壊**）のいずれかに該当する「り災証明」を受けた住宅に代わるものとして住宅を再建する方

### 3 減免の条件

対象となる方が被災した住宅に代わるものとして新築、改築、増築、移転又は大規模な修繕をする場合で、以下の全てに該当すること。

- ・当センターで建築確認、中間検査又は完了検査を受ける場合
- ・り災者（り災証明書を受けた方）が建築主となる場合（融資等の関係で異なる場合は、連名とすること）
- ・対象となる建築物：延べ面積が 500 m<sup>2</sup>以下の住宅（長屋、共同住宅、併用住宅を含む）  
ただし、次のものは除く
  - ・主要用途が住宅であっても申請に係わる部分に住宅が含まれないもの
  - ・工作物、建築設備及び構造計算適合性判定該当物件

### 4 減免の内容

確認申請、計画変更、中間検査及び完了検査それぞれの手数料の 1/2 を減額

### 5 減免を行う期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに引受けたもの

### 6 添付図書

- ・確認検査手数料減免申込書（当センターが定める様式）
- ・市町村が発行する「り災証明書」の写し（窓口にて原本提示）

## 7 減免適用となる住宅の手数料について（参考）

一戸建ての住宅（床面積が 100 m<sup>2</sup>を超え 200 m<sup>2</sup>以下で中間検査該当）の場合

	手数料	減免額	減免後の手数料
確認申請	26,000 円	13,000 円	13,000 円
中間検査	23,000 円	11,500 円	11,500 円
完了検査	24,000 円	12,000 円	12,000 円
計	73,000 円	36,500 円	36,500 円

注) 計画変更についても、1/2 の額が減額となります。

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目 1-20

一般財団法人宮城県建築住宅センター

担当課 建築確認部 事業管理課

tel022-262-1541 fax022-213-2789

確認検査手数料減免申込書

令和 年 月 日

一般財団法人宮城県建築住宅センター 理事長 殿

申請者 住所

氏名

下記により、確認検査手数料の減免を申し込みます。

1 建築主名	
2 敷地の所在	
3 減免手数料の種類	<input type="checkbox"/> 確認申請 <input type="checkbox"/> 変更申請 <input type="checkbox"/> 中間検査 <input type="checkbox"/> 完了検査
4 建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )
5 敷地の面積	m <sup>2</sup>
6 建築面積・延べ面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
7 減免申込理由	東日本大震災により住宅が被災したため ( <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 )

.....(注意)市町村が発行する、り災証明書原本の提示及び写しを必ず添付して下さい。.....

建築確認番号および交付年月日 確認建築宮城建住 号 (R 年 月 日)

変更確認番号および交付年月日 変更建築宮城建住 号 (R 年 月 日)

中間検査番号および交付年月日 確合建築宮城建住 号 (R 年 月 日)

完了検査番号および交付年月日 確済建築宮城建住 号 (R 年 月 日)